

平成27年4月1日

株式会社 浅沼組 一般事業主行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境をつくることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成27年4月1日から平成37年3月31日までの10年間

2. 内容

目標1 計画期間内に、

- ・男性社員の育児休業取得を1人以上とする。
- ・女性社員の育児休業取得率100%を維持・継続する。

〈対策〉

- ・職員組合とも連携し、社内イントラネット等で育児休業規程の周知・啓発を行う。
(男性も取得可能なこと、雇用保険より育児休業給付金があること等)

目標2 年次有給休暇の取得促進を図り、段階的に取得率30%を目指す。

〈対策〉

- ・社内イントラネットで「年次有給休暇取得奨励日」の広報を行う。
- ・職員組合各支部労使協議会において、取得促進についての協議を継続して行う。

目標3 育児・介護休業法への対応と周知・啓発。

〈対策〉

- ・社内規程の整備、およびイントラネットで規程の周知・啓発を行う。